

クライミングウォールやみぞ利用規約

(目的)

第1条 この規約は、クライミングウォールやみぞ（以下「CW」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 CWを利用できる者は、次の項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) CWを利用する場合は、第5条に規定する認定証を取得した者（当該施設指導員及び認定証を取得したものが指導する場合は、この限りでない。）
- (2) 太子温泉やみぞが認めた山岳団体及び登山団体に所属する者

第3条 CWを利用する者は、クライミングウォールやみぞ利用申込書兼誓約書（以下「申込書」という。）を提出するものとする。

2 利用料金は、別表1のとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、免除することができる。

- (1) 町が講習会や競技会を行う場合
- (2) その他、クライミング普及のため行う事業で、町が認めるもの

(利用時間)

第4条 CWを利用できる時間は、午前8時から午後9時までとする。

(利用者認定証の発行)

第5条 CWやみぞ利用認定証は、太子温泉やみぞ（以下「やみぞ」という。）が開催するCWやみぞ利用認定講習会を受講した者に、やみぞが発行する。

(クライミングウォールの利用)

第6条 クライミングを行う者は、CWやみぞ利用認定証をやみぞに提示する。

- (1) 小学生以下の者がボルダリングを行う場合は、保護者又は20歳以上の引率者の同伴を必要とする。
- (2) 中学生以下の者がロープクライミングを行う者は、ロープクライミングの確保ができる20歳以上の有資格者が利用者の半数以上いなければならない。
- (3) 必ず2人以上で利用するものとする。

(使用物品)

第7条 CWに使用する用具は、利用者において用意し、クライミング専用のものであるものとする。

2 使用する物品は、安全を確保するための整備されたものとする。

(占有使用)

第8条 CWを講習会や大会などで占有する場合は、使用しようとする日の30日前までに、やみぞから許可を得るものとする。

(利用の中止)

第9条 やみぞは、この規約及び誓約書に違反した者又はやみぞの指導に従わない者に対し、CWの利用を中止させることができる。

(事故及び責任)

第10条 クライミングは危険を伴うスポーツであるため、利用者は、危険性を承知したうえで誓約書に署名することとし、怪我及び事故(後遺障害及び死亡を含む。)並びに他の利用者へ損害等を与えた場合は、大子町及びやみぞはその一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年12月1日から施行する。

別表 1

クライミングウォール利用料金

個人の利用時間は、施設入場から退場までとする（再入場はできません）。

区 分		利用料金		そ の 他
		ビジター（1回）	月会費	
個人	大人（18歳以上）	1,000円	5,000円	施設利用者は、温泉入浴施設を通常料金の半額で利用できます。
	高校生	500円	2,500円	
	小・中学生	300円	1,500円	
貸切	貸切時間／壁の種類	ボルダリング（1面）	ロープクライミング（1面）	ボルダリング用壁は4面、ロープクライミング用壁は2面あります。
	8:00～12:00	5,000円	10,000円	
	12:30～16:30	5,000円	10,000円	
	17:00～21:00	5,000円	10,000円	

レンタル品

シューズ 200円 チョーク 50円